

美浜町障がい者活躍推進計画

機関名	美浜町
任命権者	美浜町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
美浜町における障がい者雇用に関する課題	令和6年4月1日から地方公共団体における障がい者の法定雇用率が2.8%に引き上げられ、さらに、令和8年度には3.0%に引き上げられる。そのため、より一層の障がい者に対する雇用促進を図るとともに、採用した障がいのある職員が継続して活躍できる職場環境の整備や各種取組を実施することが必要である。
目標	
① 採用に関する目標	障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.24% 【評価方法】 毎年任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握及び進捗管理を行うものとする。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○ 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ○ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2) 人材面	○ 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、人事担当者等が労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講する。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○ 現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ 必要に応じて面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○ 障害を持つ職員の要望を踏まえ、必要に応じて職場環境の整備や就労支援機器の導入を検討する。

		○ 新規に採用した障がい者については定期的に面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○ 採用選考に当たっては、障害者からの要望を踏まえ、障害特性への配慮を行う。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3) 働き方	○ 時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4) その他の人事管理	○ 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握や体調への配慮を行う。 ○ 中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等を行う。
4 その他		
		○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。